

公眾衛生上講すべき措置の基準（食品衛生法施行条例別表一（第二条関係））

第一 食品衛生責任者等

一 食品衛生責任者の設置

- (一) 営業者（法第十九条の十七の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、許可施設ごとに自ら食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者一名を定めて置かなければならない。ただし、必要のある場合は増員（各部門ごとに構成されている場合）又は減員（同一施設で複数の許可を有する場合）することができるものとする。
- (二) この公眾衛生上講すべき措置の基準の適用にあつては、食品衛生管理者を食品衛生責任者とみなす。
- (三) 営業者は、製造場、調理場、加工場若しくは処理場（以下これらを「作業場」という。）又は販売所等の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示すること。この場合において、名札の大きさは、一辺が二十センチメートル以上、他辺が十センチメートル以上の長方形とする（自動販売機によるものを除く。）。
- (四) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営にあたるものとする。
- (五) 食品衛生責任者は、食品衛生管理上の不備又は不適事項を発見した場合は、営業者に対して改善を進言し、その促進を図らなければならない。
- (六) 営業者は食品衛生責任者の食品衛生管理上の進言に対して速やかに対処し、改善しなければならない。
- (七) 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当し、常時、施設、取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。
 - イ 原則として、業種ごとに、栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者若しくは船舶料理士の資格又は食品衛生管理者若しくは食品衛生監視員となることのできる資格を有する者
 - ロ 保健所長（特別区の区域にあつては、特別区の区長。以下この表において同じ。）が実施する食品衛生責任者のための講習会又は知事が指定した講習会の受講終了者
 - ハ 道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の食品衛生関係の条例に基づく資格又は道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長が食品衛生等に関してこれと同等以上の知識を要する資格として認めた資格を有する者
 - エ その他知事が食品衛生等に関して同等以上の知識を要する資格として認めた資格を有する者
- (八) 食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努めなければならない。

二 管理運営要綱

- (一) 営業者は、施設及び取扱い等に係る衛生上の管理運営について、この基準に基づき、具体的な要綱を作成することができる。
- (二) この基準又は(一)の要綱は、従事者に周知徹底させなければならない。

三 衛生教育

- (一) 営業者又は食品衛生責任者は、従事者由来の食中毒病因微生物による食品の汚染が防止されるよう、また、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行なわれるよう従事者の衛生教育に努めなければならない。
- (二) 営業者は、従事者を各種の食品衛生に関する講習会に出席させ、衛生知識の向上に努めなければならない。

第二 衛生措置

一 共通事項（自動販売機によるものを除く。）

(一) 施設の管理

- イ 施設及びその周辺は、毎日清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障のないよう清潔に保つこと。
- ロ 作業場内に不必要な物品等を置かないこと。
- ハ 作業場内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- ニ 作業場内の採光、照明、換気及び通風を十分にすること。
- ホ 施設内のねずみ族、昆虫等の駆除作業を随時実施し、その実施記録を一年間保存すること。
- ヘ 作業場の窓及び出入口等は、解放しないこと。
- ト 施設の排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修に努めること。
- チ 施設の手洗設備には、石けん及び適当な消毒液等を常に使用できる状態にしておくこと。
- リ 作業場には、関係者以外の者を立入らせたり、動物等を入れたりしないこと。
- ヌ 施設が常に別表第二の基準に合致するよう、補修又は補充に努めること。
- ル 排煙、臭気、騒音又は排水等により、近隣の快適な生活を阻害することのないようにすること。

(二) 食品取扱設備の管理

- イ 機械器具類は、常に清潔に保つこと。
- ロ 機械器具類は、使用目的に応じ区分して使用すること。
- ハ 機械器具類及び温度計、圧力計、流量計その他の計器類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に使用できるよう整備しておくこと。
- ニ 冷蔵、加温又は殺菌の温度は、常に適正に管理すること。

- ホ 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度及び方法で使用すること。
- ヘ ふきん、包丁及びまな板等は、熱湯、蒸気又は殺菌剤等で消毒し、乾燥させること。
- ト 機械器具類及び部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

(三) 給水及び汚物処理

- イ 水道水以外の水を使用する場合は、年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間保存すること。
- ロ 水道水以外の水を使用し、滅菌装置又は浄水装置を設置した場合は、常に正常に作動しているかを確認すること。
- ハ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、年一回以上水質検査を実施して記録をしておくこと。ただし、所有者が異なる場合は、管理者等に申入れをすること。
- ニ 水質検査の結果、飲用不適となつたときは、直ちに保健所長の指示を受けて適切な措置を講ずること。
- ホ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、清潔にしておくこと。
- ヘ 廃棄物の処理は、近隣等と協力して適正に行ない、環境衛生の保持に努めること。
- ト 清掃用器材は、専用の場所に保管すること。
- チ 便所は、常に清潔にし、定期的に殺虫及び消毒すること。

(四) 食品等の取扱い

- イ 原材料及び製品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検すること。
- ロ 原材料として使用する生鮮食品は、当該食品に適した状態又は方法で衛生的に保存すること。
- ハ 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。
- ニ 添加物を使用する場合は、正確に秤量し、適正に使用すること。
- ホ 添加物、殺虫剤、殺菌剤等は、それぞれ明確な表示をし、製造等に関係のない薬品は作業場に置かないこと。
- ヘ 製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。
- ト 製品の出荷又は販売に際しては、法定の表示事項を点検すること。
- チ 原材料及び製品の運搬又は配達に当たっては、温度管理、運搬方法等により食品衛生上の取扱いに留意すること。
- ケ 衛生管理が不適当なため、又は売れ残つたために飲食に供することができなくなつた製品は、出荷又は販売されることのないよう、速やかに処理すること。

(五) 従事者の衛生管理

- イ 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断が行われるようにすること。
- ロ 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、

従事者に適宜検便を受けさせること。

ハ 常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、そのおそれがなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業には十分注意するとともに、食中毒の発生防止に努めること。

ニ 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用いること。この場合において、必要に応じてマスク又は帽子を着用すること。

ホ 従事者は、常につめを短く切り、食品を取り扱う前及び用後は手指の洗浄及び消毒を行うこと。

ヘ 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん又は食事等をしていないこと。

二 共通事項（自動販売機によるもの）

（一）設置場所

イ 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つようにすること。

ロ 不必要な物品を置かないこと。

ハ 照明、換気等は、適正に行うこと。

ニ 壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

ホ ねずみ、昆虫等の駆除作業を年一回以上実施し、その実施記録を一年間保存すること。

（二）自動販売機の管理

イ 常に点検し、正常に作動するように整備し、故障、破損等があつた場合には、速やかに補修すること。

ロ 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

ハ 食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式などにより毎日洗浄及び消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

ニ 洗浄及び殺菌を行う場合には、適正な洗剤及び殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後は、それらが残存することのないように十分に水洗いすること。

ホ 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。）を冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する自動販売機にあつては、所定の温度が保たれるよう定期的に点検を行うこと。

ヘ 法上必要な表示事項が容易に識別できるように管理すること。

ト ストロー、紙コップ、はし等飲食の用に供される器具の保管管理は、常に清潔で、かつ、衛生的に行うこと。

（三）カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器であつて、取り外すことができるものをいう。以下「給水タンク」という。）を使用するものにあつては、次によること。

- イ 給水タンク及びこれと自動販売機本体との連結部分は常に清潔で衛生的に保つこと。
- ロ 給水タンクに水を供給する際には、給水タンク内を十分に洗浄すること。
- ハ 水道法(昭和三十二年法律百七十七号)による水道水(以下「水道水」という。)以外の水を使用するものにあつては、飲用適の水を使用し、年一回以上使用する水の水質検査を行い、その結果を一年間保存すること。
- ニ 水質検査の結果飲用適でなくなつたときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- ホ 常に殺菌装置又は細菌ろ過装置が正常に作動していることを確認すること。

(四) 廃棄物等

- イ 廃棄物等は、定期的に処理すること。
- ロ 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、廃棄物を廃棄する都度、廃棄物容器を洗浄すること。
- ハ 自動販売機外の廃棄物容器は、十分洗浄するとともに、汚液及び汚臭が漏れないようにすること。
- エ 廃水貯留槽等は、十分洗浄し、衛生的に保つこと。

(五) 食品の取扱い

- イ 収納されている食品は、定期的に点検し、適正な管理を行うこと。
- ロ 冷凍、冷蔵又は温蔵をして販売する食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。)の取扱いは、次によること。
 - (イ) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度(冷凍するものにあつては摂氏零下十五度以下(包装冷凍食肉にあつては、摂氏零下十八度以下)、冷蔵するものにあつては摂氏十度以下、温蔵するものにあつては摂氏六十三度以上とする。以下同じ。)になつた後に収納すること。
 - (ロ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなつたときは、当該自動販売機に収納されている食品は販売しないこと。
- ハ 弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、これ以外の瓶詰及び缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。)の取扱いは、次により行うこと。
 - (イ) 冷蔵又は温蔵をして保管すること。
 - (ロ) 自動販売機への追加収納は、行わないこと。
 - (ハ) 自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量及び消費期限又は品質保持期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに当該回収食品の措置の内容をその都度記録し、その記録を三月間保存すること。
 - (ニ) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
 - (ホ) 自動販売機に収納するまでの運搬には、直射日光を遮断する効果及び防じん効果のある車輛を用いること。
 - (ハ) 自動販売機に収納する弁当には、自動販売機専用である旨を表示すること。

(六) 従事者に係る衛生管理

- イ 営業者は、常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、そのおそれがなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業には十分注意するとともに、食中毒の発生防止に努めること。
- ロ 営業者は、従事者に対し、作業中は清潔な外衣を着用させる等衛生的に食品を取り扱うよう指導すること。

三 特定事項

(一) 調理営業（飲食店営業及び喫茶店営業をいう。）

- イ まな板、包丁、保管容器等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。
- ロ 食品の取扱量は、作業場の規模及び調理能力に見合う量とすること。
- ハ 作業は、必ず調理場内で清潔に行うこと。
- ニ 調理食品は、そのまま放置せず、必ず容器に納め、履蓋をするか、完備した戸棚又は冷蔵庫等に入れること。
- ホ 折詰弁当等を調整する場合は、十分放冷した後、詰合せること。
- ヘ 弁当屋、仕出し屋、給食施設及び団体宿泊旅館にあつては、検食用食品一食分を食事提供後四十八時間以上冷蔵保存すること。ただし、四十八時間目が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日に当たる場合は七十二時間以上とする。
- ト 原材料の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度で使用し、浸せき時間、水すすぎ等に十分留意すること。

(二) 製造業（菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、かん詰又はびん詰食品製造業及び添加物製造業をいう。）

- イ タンク、パイプ等のピンホール、き裂その他の損傷の有無を定期的に点検すること。
- ロ 機械器具類で分解可能なものは、分解して、洗浄、消毒、殺菌等を行なうこと。
- ハ 分解できない機械器具類の内面の洗浄、消毒、殺菌に際しては、消毒用の薬液と接触しない部分ができないよう留意すること。
- ニ 製品は適宜自主検査し、成績書を一年間保存すること。
- ホ 添加物製造業にあつては、品質管理の責任を明確にするため、食品添加物にはロット番号を記入すること。
- ヘ 製造又は加工が自動的に行なわれる工程については、制御装置が正確に作動しているかを常に確認すること。

- ト ブライン等の冷媒剤、熱交換剤等が食品に混入しないよう常に留意すること。
 - チ 機械器具類で注油を必要とするものにあつては、油が直接食品に混入しないよう留意すること。
 - リ 原材料の選別を厳重に行い、異物の混入防止に努めること。
 - ヌ 冷凍原材料の解凍は、専用の場所又は容器で衛生的に行なうこと。
 - ル 製品をスライス又は小分け包装する場合は、二次汚染を防ぐための措置をすること。
 - ヲ 冷蔵保存を要する製品を出荷するときは、完全に放冷してから行うこと。
 - ワ 豆腐の水切り作業を行なう場合は、直接床に置く等の不衛生な取扱いをしないこと。
- (三) 処理業（乳処理業、特別牛乳さく取処理業、集乳業、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業及び食品の放射線照射業をいう。）
- イ 受乳検査を行い、規格外のものは使用しないこと。
 - ロ 乳の処理及び保存は、法の基準に従い、適正に行われているか確認すること。
 - ハ 搾取する乳牛は、搾取前、牛体を洗浄し、乳房を洗浄すること。
 - ニ 牛乳に直接接触する缶、ポンプ、タンクその他の機械器具類は、作業終了後直ちに分解し、損傷の有無を点検し、洗浄し、熱湯、蒸気又は殺菌剤等で殺菌すること。ただし、定置洗浄装置による部分は、この限りでない。
 - ホ とさつし、又は放血する場合は、汚物の飛散を防止するよう管理すること。
 - ヘ 食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）を分割し、又は細切する処理室及び包装室は、適切な温度管理を行うこと。
 - ト まな板、ナイフ、保護防具等の直接食肉等に触れる部分については、汚染の都度及び作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。
 - チ 食肉等について、異物の有無を確認すること。また、異物が認められた場合には、当該部分及び汚染の可能性のある部分を廃棄すること。
 - リ 床に落ちた食肉等は、専用台の上で汚染された面を完全に切り取ること。また、この作業終了後は、使用した専用台を洗浄消毒すること。
 - ヌ 食肉等を取り扱う従事者は、食肉等に直接接触する部分が繊維その他洗浄消毒することが困難な素材で作られた手袋を原則として使用しないこと。
 - ル 食肉処理業を営む営業者にあつては、衛生管理についての点検表を作成し、食品衛生責任者に定期的に点検させること。
 - ヲ コイル管を使用する冷凍場又は冷蔵場にあつては、絶えず除霜に留意し、常に十分な機能を発揮させること。
 - ワ 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。
 - カ 製品は、適宜自主検査し、成績書を一年間保存すること。
 - コ 製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動しているかを常に確認すること。

(四) 販売業（乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業及び冰雪販売業をいう。）

- イ 空瓶、空箱等は、専用の場所に保管すること。
- ロ 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。
- ハ 製品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。
- ニ 冰雪の取扱いは、直接床で行なうことなく、常に清潔な取扱台で行なうこと。
- ホ 冷凍食品の保管管理は、特に冷凍ケース内の除霜に留意し、温度管理に努めること。

○阪南市環境保全條例

平成4年6月22日
條例第12号

目次

第1章 総則
第1節 通則(第1条・第2条)
第2節 市長の責務(第3条—第7条)
第3節 事業者の責務(第8条—第11条)
第4節 市民の責務(第12条・第13条)
第2章 生活環境の保全と形成
第1節 公共施設等の保全及び管理(第14条・第15条)
第2節 公害の防止(第16条・第17条)
第3節 あき地等の管理(第18条・第19条)
第4節 愛がん動物等の管理(第20条—第22条)
第5節 広告物等の掲出(第23条・第24条)
第6節 交通安全の確保(第25条—第27条)
第7節 良好な住環境形成の原則(第28条)
第3章 自然環境の保全
第1節 緑化の推進(第29条—第31条)
第4章 補則(第32条・第33条)

附則

第1章 総則
第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境を確保することが極めて重要であることにより、市民の環境を守るための施策の基本となる事項その他必要な事項を定め、総合的推進を図り、もって良好な環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産及び動植物並びに動植物の生育環境を含むものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系を構成する土地、大気、水質及び動植物を一体として総合的にとらえたものをいう。

第2節 市長の責務

(基本的責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため良好な環境の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(調査及び研修)

第4条 市長は、良好な環境の保全及び形成に関する施策の策定に必要な調査、研究に努めなければならない。

(環境施設の整備)

第5条 市長は、良好な環境を形成するため、公園、道路、下水道その他公共の用に供する施設の総合的整備に努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第6条 市長は、良好な環境の形成に関する市民意識の高揚を図るため、必要な知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

(紛争の処理)

第7条 市長は、環境上の障害に関する紛争についてその解決のため、適正な処理に努めなければならない。

2 市長は、必要に応じて他の関係行政機関に協力又は要請することができる。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境保全及び形成に障害を及ぼさないよう、その責務と負担において必要な措置に努めなければならない。

2 事業者は、法令等の規定に違反していないことを理由として、環境保全及び形成に努めることを怠ってはならない。

(協力義務)

第9条 事業者は、市長その他行政機関が実施する良好な環境保全及び形成に関する施策に協力しなければならない。

(管理及び研究等)

第10条 事業者は、良好な環境を保全するため施設を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、環境上の障害の防止に関する技術の研究及び開発を行い、良好な環境形成に努めなければならない。

(紛争解決義務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴い環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第12条 市民は、良好な環境を保全し、形成するよう努めなければならない。

2 市民は、市長その他の行政機関が実施する良好な環境形成のための施策に積極的に協力しなければならない。

(迷惑行為の自粛)

第13条 市民は、お互いに近隣の迷惑行為を行わないよう努めなければならない。

第2章 生活環境の保全と形成

第1節 公共施設等の保全及び管理

(公共施設の清潔の保持等)

第 14 条 何人も道路、公園、河川その他公共施設を汚損し、又は不法に占有してはならない。

(公共施設の管理者の責務)

第 15 条 前条に規定する公共施設の管理者は、その管理する施設の保全管理のため、必要な措置を講じなければならない。

第 2 節 公害の防止

(公害防止計画)

第 16 条 市長は、公害の防止に関する総合的な計画を策定し、その目的が達成できるように努めなければならない。

(規制基準等の遵守)

第 17 条 事業者は、公害関係法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号)に定められた特定施設等の許可又は届出を行う場合には、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 3 節 あき地等の管理

(あき地及び水路等の管理)

第 18 条 市長は、阪南市あき地の適正管理に関する条例(昭和 63 年阪南町条例第 2 号)及び阪南市水路管理条例(昭和 47 年阪南町条例第 79 号)に基づき、その効果的な運営を図らなければならない。

2 市街化区域内における農地、山林等の所有者等は、周辺環境が損われることがないように適正な管理に努めなければならない。

(ため池等の管理)

第 19 条 ため池、野井戸等の所有者等は、人の転落事故、病虫害の発生防止のため、常時適正な管理に努めなければならない。

第 4 節 愛がん動物等の管理

(飼い犬等の飼育者の義務)

第 20 条 飼い犬、飼い猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。.)の飼育者は、飼い犬等に係る関係法令を遵守し、その飼い犬等の性質、形状に応じた衛生管理をするとともに周辺住民に危害を与え、又は生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。
(家畜等の管理)

第 21 条 養豚、養鶏その他の家畜動物(以下「家畜等」という。.)の飼育者は、家畜等に係る関係法令を遵守することはもとより、生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

(処分)

第 22 条 飼い犬等の飼育者及び家畜等の飼育者は、飼い犬等又は家畜等が不用又は死亡したときは、自らの責任において適切に措置しなければならない。

第 5 節 広告物等の掲出

(広告物等の掲出等)

第 23 条 何人も、広告物等の掲出に当たっては、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)及び大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号)を遵守し、良好な生活環境を悪化させることのないようにしなければならない。

(印刷物等配布者の清掃義務)

第24条 道路、公園その他の公共の場所において、印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所及び周辺に印刷物等が散乱したときには、速やかに清掃し、その印刷物等を除去しなければならない。

第6節 交通安全の確保

(自転車等放置の禁止)

第25条 市長は、阪南市自転車等の放置防止に関する条例(平成4年阪南市条例第5号)に基づき、必要な処置を講じなければならない。

(路上駐車規制)

第26条 自動車の保有者等は、路上駐車により市民生活に迷惑を及ぼしてはならない。

(放置車両の措置)

第27条 市長は、関係行政機関の協力を求め、保有者等不明の路上放置車両の状況の把握に努めるとともに、当該車両の撤去等適切な措置を講じ、交通安全の確保に努めなければならない。

第7節 良好な住環境形成の原則

(工事施工者の義務)

第28条 土木工事、建設工事その他の工事を行う者は、その工事に関し、資材等が道路等に飛散、流出又は堆積しないように必要な措置を講じなければならない。

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第29条 市長は、みどりの確保に資するため、緑化計画に関する施策を策定し、その管理する学校、公園、道路その他の公共施設において、樹木等の植栽に努めなければならない。

(土地所有者の緑化義務)

第30条 土地の所有者、占有者又は管理者は、樹木等を植栽し、積極的にみどり豊かな環境を形成するよう努めなければならない。

(助成措置)

第31条 市長は、生垣等緑化を推進するものに対し、技術的助言、苗木、種子の供与その他必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 補則

(報告及び立入検査)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、生活環境を損なうおそれのある者に対して必要な事項について報告を求め、又はその職員に、生活環境を損なうおそれのある施設その他必要と認められる場所に立ち入り、設備その他の物件を検査させ、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○阪南市道路佔用料金徵收條例

昭和 47 年 10 月 20 日

條例第 78 号

注 平成 20 年 3 月 31 日條例第 7 号から条文注記入る。

(目的)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条の規定により、市が徵收する佔用料の額及び徵收方法について定めることを目的とする。

(佔用料の額)

第 2 条 佔用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じて市長が定める。

(佔用料の徵收方法)

第 3 条 佔用料は、佔用を許可したときに、当該年度分を許可した月を含む月数に応じて徵收する。佔用の廃止を許可したときもまた同様とする。ただし、月数に応じた計算で 10 円未満の端数を生じたとき又は 10 円未満であるときは、これを 10 円として徵收する。

2 会計年度は、市の会計年度による。

3 佔用料は、引き続き 2 会計年度以上にわたる場合は、当該会計年度の始めに当該年度分を徵收する。

4 市長が、特別の事由があると認めた場合は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該年度内において分納を認めることができる。

(佔用料の免除)

第 4 条 道路の佔用が次の各号のいずれかに該当する場合において、市長が必要であると認めたときは、第 2 条の規定にかかわらず佔用者の申請により佔用料の額の一部又は全部を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業(法第 39 条第 1 項ただし書の事業を除く。)に係るもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社が行う事業に係るもの

(3) その他公共の利益となる事業に係るもの

(規則への委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた許可による佔用料の額及び徵收の方法については、この条例によつて定められたものとみなす。

附 則(昭和 49 年 12 月 12 日條例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 3 月 19 日條例第 18 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 9 月 16 日條例第 41 号)

1 この条例は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この条例施行前になされた許可による占用料の額については、なお従前の例による。
附 則(昭和 55 年 3 月 24 日条例第 13 号)
- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行前になされた許可による占用料の額については、なお従前の例による。
附 則(昭和 59 年 6 月 20 日条例第 12 号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 60 年 12 月 19 日条例第 16 号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 61 年 3 月 29 日条例第 12 号)
この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成元年 3 月 28 日条例第 13 号)
この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 3 号)
この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 7 号)
この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 7 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(阪南市道路占用料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の阪南市道路占用料金徴収条例(以下「新阪南市道路占用料金徴収条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項に規定する一般ガス事業者及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者(以下「一般電気事業者等」という。)が施行日前から引き続き施行日以後継続して占有している物件に係る平成 20 年度から平成 22 年度までの各年度の占用料の額は、新阪南市道路占用料金徴収条例別表の規定により一般電気事業者等の事業所ごとに算出した占用料の額が当該年度の前年度の占用料の額に 1.1 を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、当該調整占用料額とする。この場合において、当該調整占用料額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。
別表(第 2 条関係)

(平 20 条例 7・一部改正)
道路占用料金表

占用の種類	単位	占用料(年額)	摘要	
電柱	1 本	円 1,820	本柱、支柱、支線柱、 電気工作物等	
電話柱	1 本	680	支柱、支線柱等	
公衆電話所	1 個	1,710		
共架電線その他 上空に設ける線 類	1 メートル	10		
簡易型携帯電話 システム無線基 地局	1 箇所	850		
標柱	1 本	400		
地下埋設物	1 メ ー ト ル	外径 0.1 メートル未 満のもの	80	水管、下水道管、ガ ス管その他これらに 類する物件
		外径 0.1 メートル以 上 0.15 メートル未満 のもの	120	
		外径 0.15 メートル以 上 0.2 メートル未満 のもの	160	
		外径 0.2 メートル以 上 0.4 メートル未満 のもの	320	
		外径 0.4 メートル以 上 1 メートル未満の もの	800	
		外径 1 メートル以上 のもの	1,620	
地下構造物	1 平方メートル	810	地下街、地下室、通 路その他これらに類 する施設及びマンホ ールその他これに類 するもの	
広告物	(効果面積) 1 平方メートル	400	広告塔、立看板等	
住宅	1 平方メートル	200		
住宅以外の建物	"	300	倉庫、店舗、工作物 を設ける物置等	
工作物	"	200	板囲、柵、土垣等	
仮設物	"	200	露店、売出し施設、 掛出し施設、興行施	

			設等
駐車場	"	400	自動車、自動車置場
工作物を設けない物置等	"	160	

備考

- 1 占用期間1年未満のものは、月割計算によるものとし、その月の端数が30日未満は1月とする。
- 2 占用単位1平方メートルとし、1平方メートル未満のものは1平方メートルとする。
- 3 占用料金は、占用の種類ごとに1件とし、1件100円未満のものは100円とする。なお、10円未満の端数のあるときは、10円とする。

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動について

除却活動

屋外広告物法や大阪府屋外広告物条例に違反して道路上に掲出されているはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の広告物が数多く見られます。

これらは、まちの美観や美しい自然景観が損なわれるだけでなく、強風などにより飛散し、通行人や交通車両に被害を与えることとなります。

このため、市では随時パトロールを行い、定期的(月4回程度)に不法広告物の除却を行ってきました。



住民参加による不法屋外広告物除却活動

しかし、現実には除却した後からすぐに新たに設置され、「いたちごっこ」の状態が続いています。特に、土曜日、日曜日には多く見られ、地域住民の方々から撤去の要望があります。

また、市民の方からも市民参加の一つとして街の美化に参加したいとの意見もいただいています。

このような状況から、事業者へのより一層の啓発と市民の皆さんの広告物に対する意識の高揚を図り、地域住民の方々と市が一体になって不法屋外広告物の除却に取り組むことにより、都市景観の向上、安全な交通の確保、青少年の健全な育成を図ることを目的として、地域住民の方々の自主的な活動のご協力を得、不法屋外広告物のより効果的な除却を行う制度として、住民参加による不法屋外広告物除却活動の創設を考えています。

この制度の主な流れは、次のとおりです。

道路上の違反広告物の除却を無償ボランティアで実施する
意思のある個人で構成団体(グループ)を組織



団体からの申請に基づき、市長が阪南市不法屋外広告物
除却活動推進団体として認定



市が開催する講習会を受講



不法屋外広告物除却活動登録員として登録員任命証を交付



活動する日などをあらかじめ市長に提出
(未提出の場合、保険の補償対象外となります。)



団体による不法屋外広告物除却の実施



団体が確保した保管場所又は市の保管場所に搬入
(団体が確保した保管場所に搬入の場合は、市が回収)



撤去活動後速やかに、除却活動実績報告書を市長に提出

日本之增進環境保護意願及推進環境教育等相關法律概要

一、 第1條 目的

本法律為永續建置國家社會環境而訂定。明訂增進環境保護意願及推進環境教育之必要事項等。主要目的為確保目前及未來國民健康及文化生活水準。

二、 第2條 定義

本法律所定增進環境保護意願事項，係包括適當地提供環境保護相關資訊及環境保護相關體驗機會等。同時有關環境教育方面，包括加深對環境保護之認識與理解及實施環境教育及學習等。

三、 第3條 基本理念

關於環境保護意願之增進及環境教育推進等，以自發性、多樣性主體共同協力參加為主，以公開及持續的方式確保森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等相關自然環境的育成養護等事宜。訂定本條之理念主要係以加強了解環境保護重要性、國土保護效益之調整、區域之農林水產業等之調和、維持區域居民福祉之向上提昇、區域環境保護相關之文化及歷史傳承等諸多因素加以考量。

四、 第4條~第6條 各主體之責任及義務

事業者、民眾及民間團體等自發性推動環境保護活動及環境教育等，其他進行相關活動者應予以協助及支持。國家、地方政府對於事業者、民眾及民間團體等之環境保護活動應加以提攜贊同。同時，對於環境保護意願之增進及環境教育之推進等基本及綜合政策之策劃制定及施行等應加以規範。

五、 第7、8條 基本政策

本條係國家為增進環境保護意願及推進環境教育而訂定基本政策。地方政府亦應依照自然的社會條件為增進環境保護意願及推進環境教育制定相關之政策、計畫並公布之。

六、 第 9 條 學校教育對於環境教育之支援

國家都道府縣及市村里等，對於推進環境教育之學校教育及社會教育等必須採取必要之施政策略。同時，對於學校教育有關環境教育體驗學習之充實及教員素質之向上提升等亦須採取必要之相關措施。

七、 第 10 條 工作場所有關增進環境保護意願及環境教育之任務

本條係規定民間團體、事業者、國家及地方政府對於所雇用者提供必要之環境保護知識及提昇技能之相關事宜。

八、 第 11 條到第 18 條 人才認定等事業之登錄

對於環境保護相關知識及指導具有執行能力及培養認定能力之事業、民眾及民間團體等，必須向主管大臣申請登錄。主管大臣之任務為環境保護人才的培養、認定、編組及編撰指導手冊，以及相關環境保護資訊之收集、整理、分析等，並將結果提供執行者參考。

九、 第 19 條 建置增進環境保護意願之功能機制

國家對於都道府縣及市村里及民眾、民間團體等有意願執行環境保護工作者應建置能提供資訊、諮詢、建議及協商之功能機制。

十、 第 20 條 國家對於國民及民間團體等自發性提供土地供環境保護使用之促進措施

國家對於國民及民間團體等為增進環境保護目的自動提供土地及建築物等作為大眾自然體驗活動之場地，須設立必要之促進措施。

十一、第 21 條 協同編組方法之週知

國家對於協同編組（即 2 人以上國民及民間團體為促進環境保護工作而適當編組分工之組合）之合作方式、有效適當之實施方法及合作理念等，須採取

必要之公告措施。

十二、第 22 條 財政措施

國家及地方政府對於有意願促進環境保護及推動環境教育者，須於財政、稅制及其他方面採取必要之優惠措施。

十三、第 23 條 資訊積極公開

國家、地方政府、民間團體及事業等對於增進環境保護意願內容及其他相關資訊應積極公布周知，共同分享成果。

十四、第 24 條 其他考量

國家及地方政府基於本法律對於執行增進環境保護意願及環境教育等之國民及民間團體等之自立性有所妨害時，應設置必要之保護措施以確保其公正性及公開性。

十五、附則

本法律自平成 15 年 10 月 1 日施行，人才認定等事業登錄等規定，自平成 16 年 10 月 1 日施行。

政府對於本法律施行 5 年後，應就施行狀況加以檢討，並就檢討結果採取必要之改進措施。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律概要

1・目的（第1条）

この法律は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2・定義（第2条）

この法律において、環境保全の意欲の増進とは、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与をいう。

この法律において、環境教育とは、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。

3・基本理念（第3条）

環境保全の意欲の増進、環境教育等について、自発的意思の尊重、多様な主体の参加と協力、透明性及び継続性の確保、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の深化、国土保全等の公益との調整、地域の農林水産業等との調和、地域住民の福祉の維持向上、地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮等の理念を定める。

4・各主体の責務（第4条～第6条）

事業者、国民及び民間団体は、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、事業者、国民及び民間団体との連携に留意し、環境

保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的、総合的な施策を策定、実施するよう努めるものとする。

5・基本方針等（第7条、第8条）

国は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。地方公共団体は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。

6・学校教育等における環境教育に係る支援等（第9条）

国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものとし、学校教育における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

7・職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めるものとする。

8・人材認定等事業の登録等（第11条～第18条）

環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者を育成又は認定する事業を行う国民、民間団体等は、その事業について、主務大臣の登録を受けることができることとし、これに必要な手続等を定める。

主務大臣は、環境保全に関する人材の育成又は認定のための取組及び人材の育成のための手引その他の資料等に関する情報の収集、整理、分析及び結果の提供を行うものとする。

9・環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第19条）

国、都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めるものとする。

10・国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置（第20条）

国は、国民、民間団体等がその有する土地又は建物を自然体験活動その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場合として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11・協働取組の在り方等の周知（第21条）

国は、協働取組（二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。）の有効かつ適切な実施の方法等の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

12・財政上の措置等（第22条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

13・情報の積極的公表等（第23条）

国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

14・配慮等（第24条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民

間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

15・附則

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行する。

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

(目的)

第一条 この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。

2 この法律において「環境保全の意欲の増進」とは、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

3 この法律において「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深める

ために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

(基本理念)

第三条 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること並びに循環型社会を形成し、環境への負荷を低減することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように行われるものとする。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性を踏まえ、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努めるとともに、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。

3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理することの重要性について一般の理解が深まるよう、必要な配慮をするとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意し、並びに農林水産業その他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承に配慮して行われるものとする。

(国民、民間団体等の責務)

第四条 国民、民間団体等は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）

にのっとり、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、経済社会の変化に伴い、持続可能な社会の構築に関し国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を行う国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。

2 国は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の動向等を勘案して、定めるものとする。

一 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

二 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する重要な事項

3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。

5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。

6 環境大臣及び文部科学大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる

機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第十七条の規定による情報の提供（第十一条第七項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。）その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするよう努めるものとする。

5 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

（職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育）

第十条 事業者及び国民の組織する民間の団体（次項及び第二十三条第一項において「民間団体」という。）、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であつてその雇用する者

に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに対し、環境の保全に関する指導を行うことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材認定等事業の登録)

第十一条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって主務省令で定めるものを行う国民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録（以下この条及び第十三条から第十五条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 人材認定等事業の内容

三 その他主務省令で定める事項

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。

一 第二十六条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う国民、民間団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（報告、助言等）

第十二条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業

の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第十三条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(登録の取消し)

第十四条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

一 登録人材認定等事業が、第十一条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

二 登録民間団体等が、第十一条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 登録民間団体等が、第十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(主務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等)

第十六条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等)

第十七条 主務大臣は、国民、民間団体等が行う環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上)

第十八条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。

2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備)

第十九条 国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

一 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他環境の保全に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。

二 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を

行うことその他環境の保全に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 環境保全の意欲の増進を行う国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に関し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。

四 その他環境保全の意欲の増進を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び国が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備（次項において「拠点機能整備」という。）に努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。

（国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置）

第二十条 国は、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）が当該土地又は建物を自然体験活動の場として提供することその他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場合として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協働取組の在り方等の周知）

第二十一条 国は、協働取組（二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。）につ

いて、その在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の積極的公表等)

第二十三條 国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

2 国は、前項の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うよう努めるものとする。

(配慮等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣等)

第二十五條 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、

経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十一条第一項の登録を受けた者
- 二 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条から第十六条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、平成十六年十月一日から施行する。

(検討)

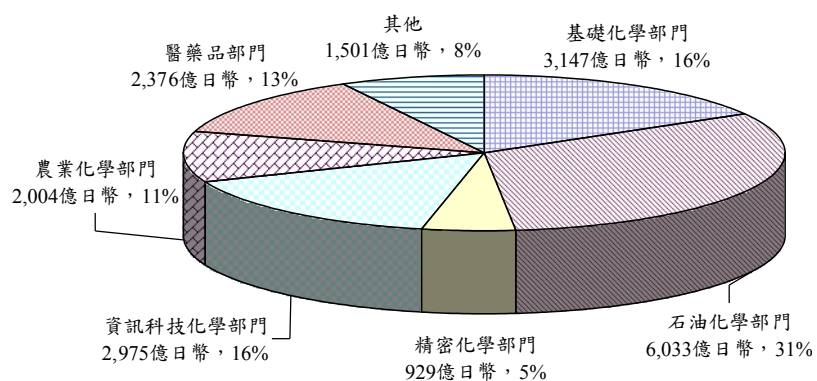
2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

SUMITOMO CHEMICAL(住友化學株式會社)

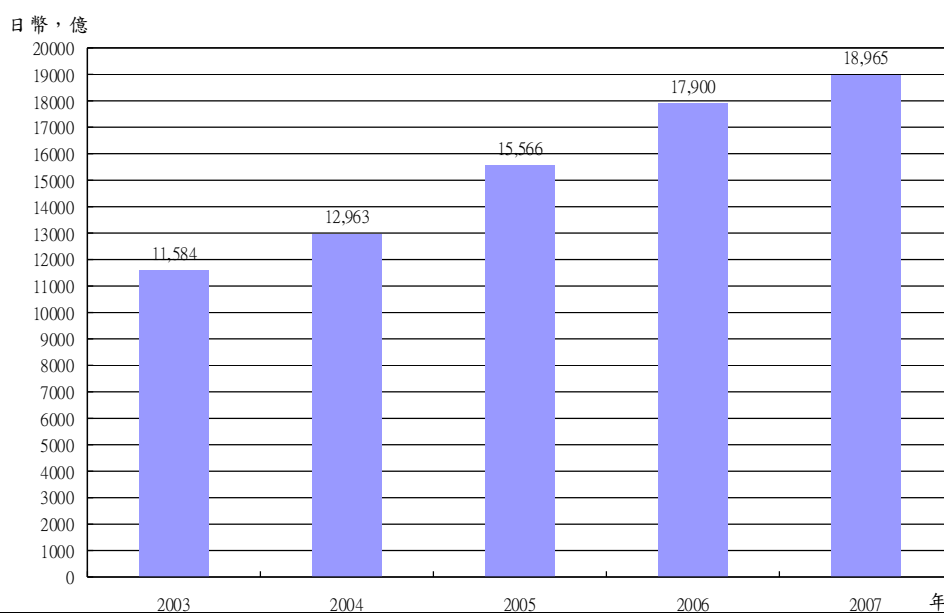
簡介	
公司名稱：	住友化學股份有限公司(2004年10月1日變更)
成立：	1913年9月22日
正式營業：	1915年10月04日
公司地址：	東京→104-8260 日本東京都中央區新川2丁目27-1號 大阪→541-8550 日本大阪府中央區北濱四丁目5-33號
分公司及關係企業：	大日本住友製藥股份有限公司 東友精密化學股份有限公司 Valent 美國股份有限公司 新加坡住友化學股份有限公司 聚烯烴(新加坡)股份有限公司 其他 (截至2008年3月31日, 總計116家公司)
部門	
基礎化學部：	主要著重於生產己內醯胺、聚甲基丙烯酸甲酯和無機材料等基本材料的部門, 以提供各種產業消費者或高科技產業。產品亦包括工業化學製品、高純度鋁及可容許的鹽酸氧化過程。
石油化學部：	供應許多種石油化學製品, 包括有機化學製品、塑膠(如低密度聚乙烯和聚丙烯)和合成橡膠。不僅在日本內部生產, 亦擴展國外的石油化學製程營運(如新加坡)。而在沙烏地阿拉伯, 住友化學與沙烏地阿拉伯石油公司承包建造世界最大的聯合精煉及石油化學公司。
精密化學部：	運用獨特的有機合成技術, 提供各種專業的產品以滿足不同需求的產業和消費者。而產品包括有機製藥化學品、黏著性中間體、聚合添加劑及染料。
資訊科技化學部：	包括三個部門: 光學材料部(如光學薄膜液晶顯示器)、半導體工藝材料部門(如提供電子工業的高純度化學品、提供IC製造業的光致抗蝕劑)及電子材料部門(如提供關鍵電子元件的超工程塑料)。
農業化學部：	製造多種植物保護化學品, 包括肥料、殺蟲劑、殺菌劑、除草劑及植物生長調節劑等。產品被銷售到世界各地超過110個國家。
醫藥品部：	住友化學主要是由大日本住友製藥股份有限公司和 Nihon Medi-Physics 股份有限公司來處理製藥業務。 Nihon Mediphysics 是由住友化學、奇異亞洲醫療設備股份有限公司及大日本住友製藥股份有限公司共同合資的放射性藥物企業, 其目的是增進中樞神經系統和糖尿病治療。
其他	
2007年營業情形	

淨銷售額：18,965 億日幣
 營業收入：1,024 億日幣
 純收入：631 億日幣
 資本支出：1,425 億日幣
 研發費用：1,054 億日幣
 員工人數：25,588 人（截至 2008 年 3 月 31 日）

2007 年部門銷售情形



各年度銷售情形



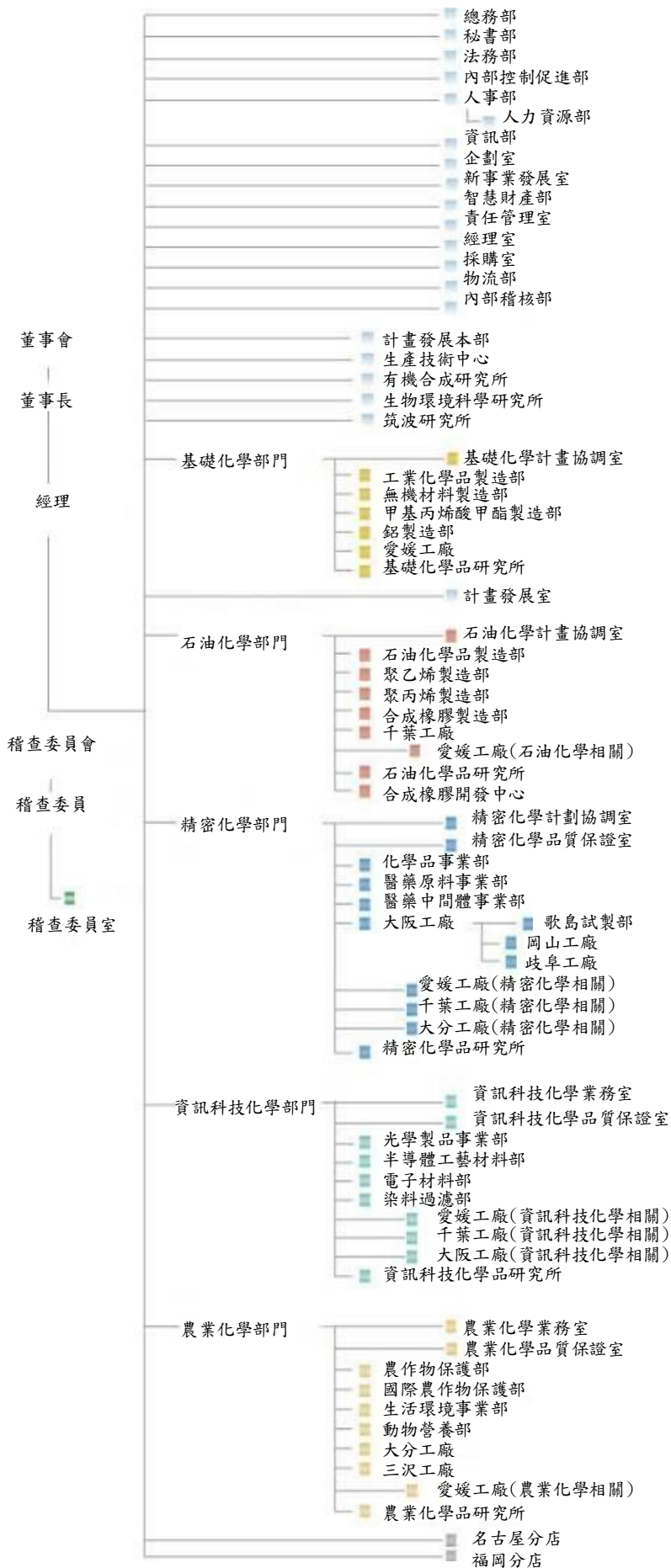




圖 1 考察日本住友兵庫縣寶塚市農化研究所



圖 2：小型玻璃箱



圖 3：模擬居家生活之玻璃室



圖 4：環境用藥產品



圖 5：環境用藥產品



圖 6：環境用藥產品



圖 7：環境用藥產品



圖 8：農業化學研究所最新產品
SumiOne



圖 9：農業化學研究所最新產品
SumiOne

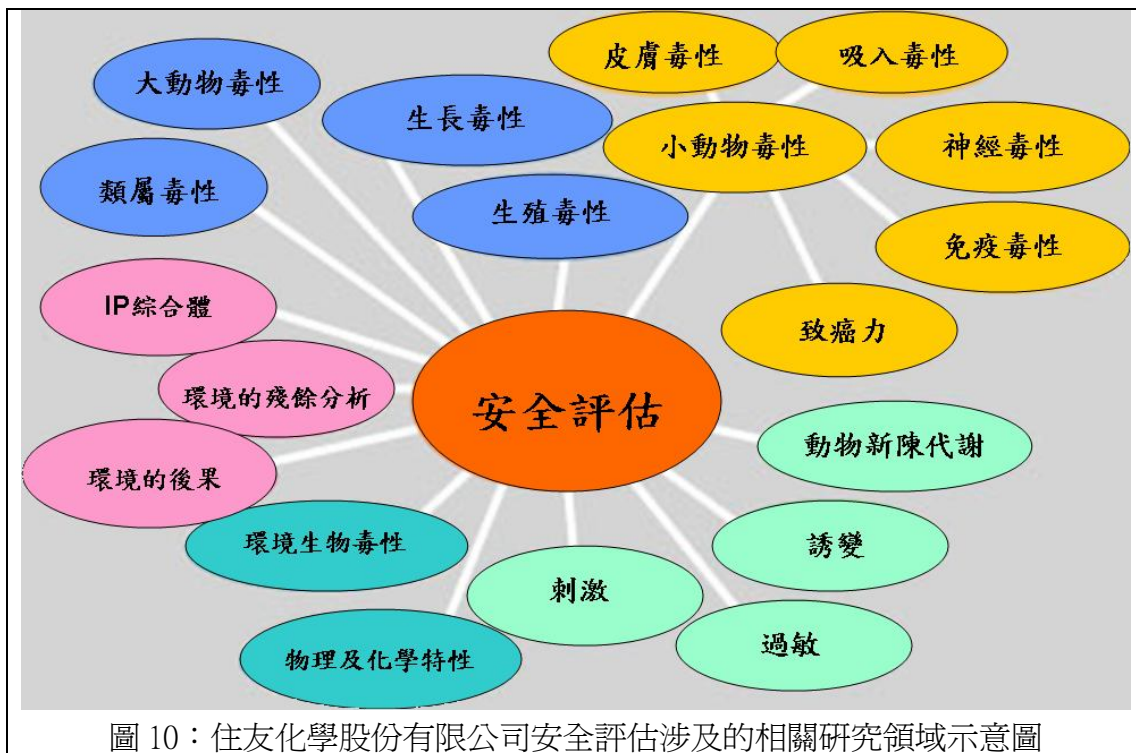


圖 10：住友化學股份有限公司安全評估涉及的相關研究領域示意圖